

JASSO 災害支援金に関する Q&A
【2025 年 11 月 21 日版】

<用語の説明>

- 申請** 学生が、学校を通じて JASSO へ JASSO 災害支援金を申し込むこと。
- 推薦** 学校が、学生から提出された申請書類を確認のうえ、JASSO へ学生の JASSO 災害支援金の申請について学校長名で推薦すること。

<返還の有無>

【Q 1】 JASSO 災害支援金は、返還の必要がありますか。

- A 1. 返還の必要はありません。
ただし、申請内容に虚偽の内容が含まれていた場合にはその限りではありません。

<申請資格>

【Q 2】 入学前の罹災を理由に申請できますか。

- A 2. 申請できません。
在学中の罹災のみ対象となります。

【Q 3】 現在、休学していますが、申請できますか。

- A 3. 休学中の罹災については申請できません。
ただし、罹災後に休学した場合は申請できます。

【Q 4】 大学 4 年生で罹災しました。来年度、大学院に進学しますが、申請期限の 6 か月以内であれば、進学した大学院から申請できますか。

- A 4. 申請できません。
罹災時の在学において、学籍がある期間内に申請してください。
最終学年の学生等の場合は、卒業年度の最終日（指定する期日）までに学校から機構へ推薦する必要があるため、学校への申請書類の提出日にご留意ください。

【Q 5】 すでに卒業していますが、在学中の罹災について申請できますか。

- A 5. 申請できません。
推薦時に、日本国内の大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程に在学している必要があります。

【Q 6】 海外留学中ですが申請できますか。なお、留学先は海外大学日本校ではありません。

- A 6. 学生本人が居住している海外の住宅で罹災した場合は、申請できません。
ただし、短期の留学のため、生活の本拠として居住している日本国内の住宅から一時的に離れている間に国内の住宅が罹災した場合は申請可能です。また、学生が短期の留学中に、父母の居住する国内の住居が罹災した場合も申請可能です。

【Q 7】 海外大学日本校に在学中ですが申請できますか。

A 7. 申請できます。

手続きについては、「3.申請のしかた（2）海外大学の日本校に在学している日本人学生」を確認してください。

【Q 8】 通信教育課程所属の学生は申請できますか。

A 8. 申請できます。

通信教育（大学・短期大学・専修学校専門課程）及び放送大学全科履修課程に在学している学生は対象となります。

【Q 9】 現在、専攻科に属している者は、申請できますか。

A 9. 申請できます。

<学修状況>

【Q10】 成績不振のため、現在留年中ですが、申請できますか。

A10. 留年中に罹災した場合は申請できません。

【Q11】 現在は留年していませんが、成績不振のため、卒業延期が決まっています。申請できますか。

A11. 申請できません。成績不振による留年と同様とみなします。

【Q12】 現在は進級していますが、過去に留年した学生は対象になりますか。

A12. 罹災時及び申請時に、成績不振又は長期欠席等（停学等の学校処分を含む。）による留年中ではなく、また、推薦時に留年中（留年見込みを含む。）でなければ、対象となります。

<災害の対象>

【Q13】 自然災害以外でも対象となりますか。

A13. 罹災の原因は、事故等、人的な災害も対象となります。

【Q14】 罹災事由が異なる場合は、同じ学生でも複数回申請できますか。

A14. 同一の災害による支給は 1 回のみですが、罹災の原因となった自然災害等が異なる場合は、改めて申請できます。

【Q15】 学生が生活の本拠として居住している住宅ではなく、当該学生の父母が居住もしくは商売を営んでいる住宅が罹災し、半壊若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合は対象となりますか。

A15. 当該学生の父母が、生活の本拠として居住する国内の住宅であれば、対象となります。

ただし、商売を営んでいる住宅で、生活の実態がない場合は対象外です。

【Q16】 住民登録をしていない場合や、借家、下宿でも対象となりますか。

A 16. 住民登録がない場合でも、生活の本拠として居住する国内の住宅であれば、対象となります。また、借家や下宿でも対象となります。
ただし、学校の管理簿上の届出住所と同一である必要があります。

【Q17】 研修のため一時的に住んでいた住宅で罹災しましたが、対象となりますか。

A 17. 研修・アルバイト等による一時的な住宅は、生活の本拠として日常的に居住している住宅とはいえないため、対象外です。

<その他>

【Q18】 JASSO 災害支援金と日本学生支援機構の奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金・給付奨学金）を共に受けることはできますか。

A 18. それぞれ申請条件・手続方法が異なりますが、条件に合えば共に受けることは可能です。

【Q19】 現在、日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていますが、JASSO 災害支援金の給付を受けると貸与総額が変わりますか。

A 19. 奨学金の貸与総額が変わることはありません。

【Q20】 日本学生支援機構の奨学金の貸与及び給付を受けていません。JASSO 災害支援金を申請できますか。

A 20. 申請できます。
申請資格を満たせば、日本学生支援機構の奨学金の貸与及び給付を受けていない学生等も申請できます。

【Q21】 他の団体の奨学金や災害支援を受けています。申請できますか。

A 21. 申請できます。

【Q22】 申請書の罹災住所と学校の管理簿に記された届出住所が一致しませんでした。申請できますか。

A 22. 申請できません。
申請書の罹災住所と学校の管理簿上の届出住所は同一である必要があります。

<受付期間>

【Q23】 申請はいつまで受け付けられますか。

A 23. 自然災害等が発生した月（罹災した月）の翌月から数えて、6 か月を超えない期間内に学校から本機構に推薦書類を発送する必要があります。

例：罹災が4月中の場合は、同年10月31日（消印有効）が受付期限

ただし、最終学年の学生等の場合、卒業年度の最終日（指定する期日）までに推薦する必要があります。学生等が申請書類を学校へ提出する期日にご留意ください。

<申請・推薦手続き>

【Q24】 学校ごとに推薦人数の制限はありますか。

A 24. 制限はありません。
申請資格を満たす学生等は全員、申請・推薦を順次行ってください。

【Q25】 申請書類に不備があったため、返送されました。いつまでに再提出すればよいですか。

A 25. 返送書類受領後、原則として、1 か月以内に再提出してください。

【Q26】 罹災証明書の記載内容が申請資格を満たさなかったため、推薦を取り下げたいのですが、どうすればよいですか。

A 26. 「推薦取下げ依頼書」（様式任意）を提出してください。
必要記載内容：推薦を取り下げる理由、取り下げたい対象学生の氏名等、記入日、学校名、学（校）長氏名

【Q27】 書類はどこに送ればよいですか。

A 27. 下記の宛先までお送りください。
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7
独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部広報課寄附金室
JASSO 災害支援金担当

<提出書類>

【Q28】 支援金の振込口座にゆうちょ銀行の口座を使用したいのですが、「様式 1_申請書：日本人学生用」の支店名と口座番号にはどの番号を記載すればよいですか。

A 28. ゆうちょ銀行の通帳を見開いたページに記載されている「この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください」欄の、【店名】と【口座番号】を記入してください。

【Q31】 罹災証明書に、「全壊・半壊・全焼・半焼失等」の罹災の程度の記載がない場合はどうすればよいですか。

A 31. 自然災害による罹災の場合、「災害対策基本法」に基づき罹災証明書には住宅の被害の程度を証明することが定められています。罹災証明書の発行元に被害の程度を必ず確認してください。

火災の場合で罹災証明書に「全焼・半焼失」の記載がない場合は、罹災証明書に加え、被害の程度が「全焼・半焼失」であることを証する書類(※)を添付してください。

以下の場合支援金の対象外です。

- ・ 自己申告による場合
- ・ 準半壊、部分焼、ぼや
- ・ 消火活動にともなう水損

※ 火災保険会社による損害状況の確認書類などの写し

※ 罹災証明書に面積の記載がある場合は、対象住居の面積がわかる書類 等。

<支給時期>

【Q34】 申請後、何日後に支給されますか。

A 34. 災害の状況、申請者の人数により異なります。支給日は学校を通じてお知らせします。